

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年6月12日から実施する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(17) (略) (18) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>休廃止等</u> の届出を受理すること。 (19)～(22) (略) (22)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4において「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (22)の3・(22)の4 (略) (23)～(25) (略)	保健所 医薬予防課長（医薬予防課長を置かない保健所にあつては地域保健課長）	(1)～(17) (略) (18) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>薬局の廃止、休止若しくは再開又は管理者等の変更</u> の届出を受理すること。 (19)～(22) (略) (22)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号及び第22号の4において「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (22)の3・(22)の4 (略) <u>(22)の5 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4第2項（同令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売の届出を受理すること。</u> (23)～(25) (略)
(略)		(略)	

